

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年9月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500551 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500034 号

第1 結論

昭和 38 年 5 月から昭和 45 年 3 月までの請求期間、昭和 46 年 10 月から昭和 47 年 3 月までの請求期間、昭和 47 年 10 月から昭和 51 年 9 月までの請求期間、昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの請求期間及び平成 10 年 9 月から平成 13 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から昭和 45 年 3 月まで
② 昭和 46 年 10 月から昭和 47 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 10 月から昭和 51 年 9 月まで
④ 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで
⑤ 平成 10 年 9 月から平成 13 年 6 月まで

私は、請求期間①から④までの国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に納付し、請求期間⑤の国民年金保険料については、銀行の口座引き落としか振込みで納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び附則 4 条納付者リストによれば、請求期間①直前の昭和 37 年 1 月から昭和 38 年 4 月までの 16 か月の国民年金保険料は、昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで実施されていた第 3 回特例納付制度により昭和 54 年 3 月から昭和 55 年 6 月までの間に 4 回に分けて納付されていることが確認できるところ、特例納付制度は、主として被保険者等が国民年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間の保険料を納付することにより年金受給資格期間を確保する目的で実施されたものであり、請求者については、上記特例納付時点におけるそれまでの保険料納付済期間及び保険料免除期間並びにそれ以降の 60 歳到達により被保険者資格を喪失する前月までの期間の合計月数が 284 か月であることから、請求者は、最低限の年金受給資格期間（請求者の場合は 300 か月）を確保する目的で上記 16 か月の特例納付を行い、請求期間①から③までの期間については納付していないものと考えるのが自然である。

また、請求期間④については、請求者の妻の同期間も国民年金保険料が未納である上、請求者は、60 歳到達により被保険者資格を喪失した後の平成 10 年 3 月から国民年金に任意加入しており、当該任意加入以降の保険料納付済期間は請求期間④に相当する 6 か月となっていることから、請求者は、最低限の年金受給資格期間を確保する目的で 6 か月の国民年金保険料を納付し、請求期間④及び⑤の国民年金保険料については納付していないものと考えるのが自然である。

さらに、請求者は、請求期間①から⑤までを含む昭和 32 年 2 月以降同一区内に居住してい

ることが住民票により確認できるところ、請求期間は5か所かつ177か月に及び、行政機関がこれだけの回数及び長期間にわたり事務処理を繰り返し誤るとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500497 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500035 号

第1 結論

昭和 45 年 4 月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 4 月から昭和 52 年 3 月まで

私の夫は、結婚した後の昭和 51 年 3 月に私の国民年金の加入手続を行い、それまで未納だった国民年金保険料を一括で納付し、その後も夫婦の保険料を納付していた。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の夫が昭和 51 年 3 月に請求者の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、昭和 53 年 1 月に払い出されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年同月頃に行われたものと推認でき、請求内容と符合しない。なお、同年同月時点では、請求期間のうち、昭和 45 年 4 月から昭和 50 年 9 月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者の夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。